

## 【中国】個人情報保護法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2021年8月20日、個人情報処理の一般規則、国外提供時の規則、個人の権利、情報処理者の義務等を定めた個人情報保護法が制定された。

### 1 背景と経緯

中国では、個人情報保護法は長らく制定されず、関係規定は様々な法律に散在していた<sup>1</sup>。近年、データを核心的な生産要素とするデジタル経済が提唱され、データの資源的価値が重視されるのに伴い、個人情報を保護しつつ、データを取得し利用するルールを明確化する必要性が高まった。そこで、全国人民代表大会常務委員会の第13期（2018～2023年）立法計画に、データ安全法<sup>2</sup>などと共に個人情報保護法の制定が盛り込まれた。欧州連合（EU）等の個人データ保護法制を研究して草案が作成され<sup>3</sup>、同常務委員会での審議の後、2021年8月20日、個人情報保護法<sup>4</sup>（中華人民共和国主席令第91号）が採択公布され、同年11月1日に施行された。

### 2 概要

#### (1) 章構成

全8章74か条から成る。第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：個人情報処理規則（第13条～第37条）、第3章：個人情報越境提供の規則（第38条～第43条）、第4章：個人情報処理活動における個人の権利（第44条～第50条）、第5章：個人情報処理者の義務（第51条～第59条）、第6章：個人情報保護の職責を履行する部門（第60条～第65条）、第7章：法的責任（第66条～第71条）、第8章：附則（第72条～第74条）。

#### (2) 総則

この法律は、中国国内での自然人の個人情報の処理活動<sup>5</sup>のほか、国内の自然人の個人情報に対する国外での処理活動のうち、国内の自然人向けの製品又はサービスの提供を目的とするもの、国内の自然人の行為の分析評価等にも適用される（第3条）。個人情報の処理には、適法・正当・必要・誠実の原則（第5条）、公開・透明の原則（第7条）を遵守し、明確で合理的な目的を有し、個人の権利・利益への影響が最小となる方法を採用し、個人情報の収集は、目的達

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

<sup>1</sup> 「个人信息保护法的深远意义：中国与世界」2021.8.24. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/1fee8d19bae14f9f9766c50ab1e53c0f.shtml>>

<sup>2</sup> 2021年6月に採択公布された。湯野基生「【中国】データ安全法の制定」『外国の立法』No.289-1, 2020.10, pp.30-31. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11767245\\_po\\_02890113.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11767245_po_02890113.pdf?contentNo=1)>

<sup>3</sup> 個人情報保護法の原則、適用範囲、権利等の規定は、EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation: GDPR）と近似する部分がある。島村智子「【EU】一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11117153\\_po\\_02760101.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117153_po_02760101.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> 「中华人民共和国个人信息保护法」2021.8.20. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>>

<sup>5</sup> 個人情報とは、電子又はその他の形式で記録された、識別済又は識別可能な自然人に関する各種情報であって、匿名化処理された情報を含まないものであり、また、その「処理」には、収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開、削除等を含むと規定する（第4条）。

成に必要な最小限でなければならない（第6条）。国は、個人情報保護の国際規則の制定に参画し、他国、国際組織等との間の個人情報保護規則、規格等の相互認証を推進する（第12条）。

### （3）個人情報処理規則

個人情報処理者は、個人からの同意取得、契約、法定の職務・義務、緊急事態下での人命財産保護上の必要等のいずれかの条件を満たしたとき、個人情報を処理することができる（第13条）。個人の同意は、主体的で明確でなければならない、処理目的等の変更時には、その都度、同意を得なければならない（第14条）。個人は同意撤回の権利を有し（第15条）、情報処理者は、個人の不同意や同意撤回を理由に、製品・サービスの提供を拒否してはならず（第16条）、処理の前に、明示的な方法と理解しやすい文言により、処理者の名称、処理方法等を個人に通知しなければならない（第17条）、自動意思決定<sup>6</sup>では、その透明性、結果の公平性等を保証しなければならない（第24条）。機微な個人情報<sup>7</sup>の処理は、特定の目的及び十分な必要性があり、厳格な保護措置の下でのみ可能である（第28条）が、個別の同意を要し（第29条）、処理の必要性や権利・利益への影響を個人に通知しなければならない（第30条）。国家機関が職責履行のため個人情報を処理するとき、通知義務を履行し（第35条）、処理した個人情報は国内で保存しなければならない（第36条）。

### （4）個人情報国外提供の規則

個人情報処理者は、個人情報を国外提供するとき、国の関係部門の安全評価、専門機関の認証等のいずれかの条件を満たし（第38条）、国外の取得者の名称、目的等を個人に通知し、その個別の同意を得なければならない（第39条）。重要情報基盤設備<sup>8</sup>の運営者及び一定規模以上の個人情報処理者は、国内で収集し、生成した個人情報を国内で保存し、国外提供の必要時には、国の関係部門の安全評価を通過しなければならない（第40条）。国の関係部門は、公民の個人情報の権利・利益を侵し、又は国家安全等を損なう情報処理活動を行う国外の組織・個人を、個人情報の提供制限・禁止リストに加え、対応措置を採ることができる（第42条）。

### （5）個人情報処理活動における個人の権利

個人情報処理に対し、個人は知る権利、決定権を有し、個人情報の処理を拒否し、又は制限し（第44条）、情報処理者の持つ情報の調査・複製（第45条）、訂正・補足を要求する（第46条）等の権利を有する。目的の達成、製品又はサービスの停止、保存期限満了時等には、個人情報処理者は個人情報を削除しなければならない（第47条）。

### （6）個人情報処理者の義務

個人情報処理者は、処理の目的、方法等に基づき、個人情報の分類管理、暗号化等の措置により、未授權のアクセス、個人情報の漏えい等を防止し（第51条）、機微な個人情報の処理、情報の国外提供等の場合、事前に影響評価を行い、処理状況を記録しなければならない（第55条）。重要なインターネットサイトを運営し、大量の利用者と複雑な業務形態を有する個人情報処理者は、独立の機構を設けて個人情報の保護状況を監督し、商品・サービス提供者の義務を明確化し、違反者にはサービスを停止する等の義務を履行しなければならない（第58条）。

<sup>6</sup> 中国語原文は「自動化決策」。コンピュータプログラムを通じ、個人の行為習慣、興味嗜好又は経済、健康、信用の状況等を自動的に分析、評価し、さらに意思決定を行う活動であると規定する（第73条）。

<sup>7</sup> 中国語原文は「敏感个人信息」。漏えいし、又は不法に使用されれば、容易に自然人の人格的尊厳が侵害され、又は人身及び財産の安全が脅かされる個人情報であり、生体識別情報等のほか、14歳未満の未成年の個人情報も含まれると規定する（第28条）。

<sup>8</sup> 公共通信等の重要分野及び機能喪失時に国家安全等への影響が大きいネットワーク設備や情報システムをいう。